

自動車検査独立行政法人
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営の評価（個別項目ごとの認定）

| 項目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|--|--|------|---|----|
| 中期計画 | 平成23年度計画 | | | |
| <p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の徹底</p> <p>①検査における信頼性の維持・向上 自動車の検査を通じて、自動車の安全確保と環境保全に貢献する検査法人の使命を確実に果たすため、自動車技術の進展、自動車の多様化、その他社会的要請に基づく様々な検査ニーズに適切に対応すべく、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進します。</p> | <p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の徹底</p> <p>①検査における信頼性の維持・向上 自動車の検査を通じて、自動車の安全確保と環境保全に貢献する検査法人の使命を確実に果たすため、自動車技術の進展、自動車の多様化、その他社会的要請に基づく様々な検査ニーズに適切に対応すべく、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進します。</p> | A | <p>○不当要求防止対策の充実、高度化施設の活用、電気自動車等の新技術に対応した審査方法の改善、街頭検査の強化、盗難車両対策への貢献等、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進しており、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>②新基準等に対応した審査方法等の整備等 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の適切な見直しを行うとともに、的確な審査が実施できるよう必要な体制の整備を図ります。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行う等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p> | <p>②新基準等に対応した審査方法等の整備等 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の適切な見直しを行うとともに、的確な審査が実施できるよう必要な体制の整備を図ります。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行う等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p> | A | <p>○道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正等に対応して審査事務規程を改正し（1回）、職員に対する教育を行っており、必要な審査方法等の規程や体制の整備を行っている。</p> <p>○複雑化する基準に対応するため、特に基準が複雑である灯火装置について、検査時に車両に適用される基準を容易に検索・閲覧できるソフトウェアを開発するとともに、同ソフトを格納したタブレットPCを全国の事務所等に配布している。</p> <p>○全国の指定整備工場に対して、規程の改正内容の周知徹底を図るために実施される講習</p> | |

| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| | | | <p>会において検査法人職員が講師を務めている。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>③不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、本部・検査部役職員による調査・指導や定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。また、防犯カメラ、ICレコーダー等、不当要求防止に資する機器の導入、更新を適切に実施します。</p> | <p>③不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、本部・検査部役職員による調査・指導や定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。また、防犯カメラ、ICレコーダー等、不当要求防止に資する機器の導入、更新を適切に実施します。</p> | A | <p>○不当要求対策として、本部・検査部役職員による調査指導や、全事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び警察との連携強化、防犯カメラ、ICレコーダー等の機器の導入・更新などを実施している。</p> <p>○不当要求が多く発生している7事務所等の警備の強化、全国における103回の緊急事態を想定した実地訓練などを実施している。</p> <p>○各種不当要求対策の結果、平成23年度の不当要求の発生件数は227件と前年度比22%減少している。また、職員への暴力行為は、全体の3%と昨年度と同様となっている。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>④人材確保</p> <p>厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国土交通省と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。</p> | <p>④人材確保</p> <p>厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国土交通省と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。</p> | A | <p>○国等との人事交流を円滑に行っており、審査業務の質の向上が期待できる最適な人材確保に努めており、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>⑤職員能力の向上</p> <p>審査の質を維持するため、検査業務の習熟度に応じた研修プログラムを整備するとともに、その内容の充実を図ります。また、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行える</p> | <p>⑤職員能力の向上</p> <p>審査の質を維持するため、検査業務の習熟度に応じた研修プログラムを整備するとともに、その内容の充実を図ります。特に今後、急激な普及が見込まれる電気自動車に関する研修の充実を図ります。</p> | S | <p>○職員の検査業務の習熟度に応じた研修等を引き続き実施するとともに、電気自動車に関する研修を拡充している。</p> <p>○新規採用者に対する研修を補完するため、審査における安全作業のe-ラーニングシステムを構築し、活用を開始している。</p> <p>○また、研修を補完するため様々な車両の検査</p> | <p>e-ラーニングシステムについて、活用者の意見等を踏まえた内容の拡充、改修が必要。</p> |

| | | | |
|--|--|--|---------------------------|
| <p>ようにするための研修を行います。 また、研修内容の習熟度向上を図るためe-ラーニングシステムを補完的に活用する等により、研修がより効果的なものとなるよう努めます。</p> | <p>また、研修を補完するe-ラーニングシステムを構築し、試行的な活用を始めます。</p> | <p>における注意点、不正改造や不正受検の実例、対応策等を能力向上のためのe-ラーニング資料として作成し、イントラネットに掲載して、職員による活用を推進している。</p> <p>以上のとおり、e-ラーニングシステムは既に研修に組み入れており、また、能力向上の自習資料（e-ラーニング資料）を作成し、イントラネットにより活用、知識の共有を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>◎職員の意欲向上 職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p> | <p>◎職員の意欲向上 職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p> | <p>A</p> <p>◎業務への取組意欲の向上を図るため、多様な業績を取り上げ、以下のとおり業績表彰を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リコールや不審事案の発見に際し優れた業績が認められた職員3名 ・連続無事故を達成した組織10事務所 ・高度化施設を積極的に活用し不正二次架装車両の発見に努めた組織1事務所 <p>◎業務改善に向けた取組を奨励・支援した結果、検査を効率的に実施するための器具の製作等全国で16件の取組が行われている。このうち、特に優れた取組である4件については、理事長表彰を行うこととしている。</p> <p>◎これらの業績や改善に向けた取組は、イントラネット等によって広く全国に展開され、更なる業務への取組の意欲向上を図るとともに、他事務所等において活用・改善が図られる体制が整備されている。その結果、全国展開が図られている。</p> <p>◎職員が改善提案等を容易に発信できるよう「NAV ポスト」で常時提案を受け付けている。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> | <p>意欲向上における継続的な実施に期待。</p> |

| | | | | |
|--|--|----------|---|---|
| <p>⑦内部統制の充実</p> <p>業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し理事長巡視、本部・検査部役職員による調査・指導等を計画的に実施します。加えて、WEB 会議システム等の活用により、地方事務所等の職員の意見を本部役職員が直接把握する機会の確保に努めます。</p> <p>また、監事監査において、内部統制のモニタリングが実施される等、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。</p> | <p>⑦内部統制の充実</p> <p>業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し理事長巡視、本部・検査部役職員による調査・指導等を計画的に実施します。加えて、WEB 会議システム等の活用により、地方事務所等の職員の意見を本部役職員が直接把握する機会の確保に努めます。</p> <p>また、監事監査において、内部統制のモニタリングが実施される等、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。</p> | <p>A</p> | <p>○17事務所への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を実施している。</p> <p>○各事務所等に対して、<u>本部による計画調査・指導を17か所、無通告臨時調査・指導2か所、検査部による調査・指導を33か所実施</u>している。また、<u>管理業務に特化した本部による指導調査を6か所実施</u>している。</p> <p>○監事監査について、10か所で監査事項に対応した<u>専門知識等を有する職員が補助</u>を行っている。</p> <p>○理事会出席、アンケート・ヒアリング等により、<u>理事長のマネジメントに関する事項について監事監査を受けている。</u></p> <p>○監事監査において把握された<u>改善点については、規程に基づき理事長より監事に対し3ヶ月以内に対応を報告</u>している。</p> <p>○WEB会議システムを活用し、理事長と地方職員との意見交換等により、ミッションの周知、リスクの把握・対応等を行っている。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>(2) 業務の質の向上に資する検査の高度化の推進</p> <p>①高度化施設の活用</p> <p>(ア)不正な二次架装及び不正受検の防止</p> <p>第二期中期目標期間中に導入した、新規検査等における車両の状態を画像等で取得する機器及び検査結果等について電子的に記録・保存する機器（以下「高度化施設」という。）を活用し、継続検査等においては、新規検査時に画像を取得した検査車両について、取得した画像と実際の車両の照合を行う等により検査後の二次架装や受検車すり替え等の不正受検を防止します。</p> | <p>(2) 業務の質の向上に資する検査の高度化の推進</p> <p>①高度化施設の活用</p> <p>(ア)不正な二次架装及び不正受検の防止</p> <p>第二期中期目標期間中に導入した、新規検査等における車両の状態を画像等で取得する機器及び検査結果等について電子的に記録・保存する機器（以下「高度化施設」という。）を活用し、継続検査等においては、新規検査時に画像を取得した検査車両について、取得した画像と実際の車両の照合を行う等により検査後の二次架装等の不正受検を防止します。</p> | <p>A</p> | <p><車両の状態を画像等で取得する機器></p> <p>○<u>全国で運用</u>するとともに、国の自動車検査情報システムへ本装置で取得した画像を提供している。</p> <p>○取得した<u>画像と実際の車両の照合を開始</u>している。</p> <p><検査結果等について電子的に記録・保存する機器></p> <p>○<u>全国で習熟度に応じた運用を順次拡大</u>している。</p> | <p>検査情報の有効活用、受検者への適正な情報提供等、高度化施設の活用について、引き続き取組み、今後の成果に期待。</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>さらに、平成23年度は、当該施設への習熟度に応じて円滑な運用を図り、これにより受検車すり替え等の不正受検の防止に努めます。</p> | | |
| <p>(イ) 検査情報の有効活用 高度化施設により取得した検査情報を適切に管理しつつ、この情報がリコールをはじめとした各種国土交通施策に有効活用されるよう、検査情報の活用、分析によるリコールに繋がる可能性がある不具合の抽出や検査の重点化のための分析手法、点検・整備の促進に向けた取組等について国土交通省と連携して検討し、有効活用の取組を実施します。</p> | <p>(イ) 検査情報の有効活用 高度化施設により取得した検査情報を適切に管理するため、規程、体制について検討し、必要な整備を行います。 また、検査情報の具体的な活用方法等について、適宜、国土交通省と連携しつつ、検討します。</p> | <p>○電子化された検査情報を規程に基づき適正に管理している。 ○検査情報を有効活用するために、<u>抽出すべき情報や、その集計・分析体制等について国土交通省と連携して検討を実施</u>している。</p> | |
| <p>(ウ) 受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な点検・整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく高度化施設により取得した検査情報を活用し、測定値等による情報提供を行うための手法について検討し、準備が整い次第、順次情報提供を行うこととします。</p> | <p>(ウ) 受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な点検・整備を実施していただくことを促進する観点から、試行的に審査結果に係る情報を提供する等により、利用者の意見を反映した検査情報提供の手法について検討します。</p> | <p>○<u>審査結果記録表を試行的に受検者に提供し、その情報の分かり易さや、点検・整備に活用できるか等についてアンケートを実施し、利用者の意見を反映した検査情報提供の手法について検討</u>を進めている。</p> | |
| <p>(工) 効率的な運用の推進 高度化施設の運用にあたっては効率的な検査体制を整備する等により、極力、受検者の待ち時間の縮減に努めます。また、高度化施設の本格運用後においては、その効果について効率性も含めて検証し、その結果をホームページなどで公表します。</p> | <p>(工) 効率的な運用の推進 高度化施設の運用にあたり、極力、受検者の待ち時間を縮減するため、職員に対し高度化施設の習熟を図るとともに業務の平準化等の具体的な方策について検討します。また、効率性も含めたその効果の検証方法について検討します。</p> | <p>○高度化施設を運用するにあたって、<u>検査項目ごとに要する時間等を調査し、その結果に基づき効率的な運用を実施するために必要な措置</u>を講じるとともに、その効果の検証方法を検討している。</p> <p>以上のとおり、(ア)～(工)を総合すると、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>②審査方法の改善 (ア)電気自動車等の新技術への対応 自動車技術の進展に的確に対応し、その普及のための環境を整備します。具体的には、今後、急激な増加が見込まれる電気自動車の安全かつ適切な審査を確保するため、審査マニュアルの策定、職員講習を行うなど審査体制の整備を図ります。</p> | <p>②審査方法の改善 (ア)電気自動車等の新技術への対応 電気自動車等の安全かつ適切な審査を確保するため、審査マニュアルとして審査事務規程の解説書の策定、職員講習を行うなど審査体制の整備を図ります。</p> | | <p>○電気自動車の審査事務規程に基づく、安全かつ適切な審査を確保するため、<u>審査マニュアルを策定</u>している。 ○電気自動車に関する<u>職員研修を拡充</u>している。</p> |
| <p>(イ)大型貨物自動車等の審査の充実 交通事故等が発生した場合、大きな被害に結びつく可能性が高い大型貨物自動車等の審査の充実・強化を図ります。具体的には、大型貨物自動車等に装着される速度抑制装置の不正改造等に対応するため、その作動状況の審査方法を検討し開発を進め、その導入を目指します。 また、大型貨物自動車等の審査をより適正かつ効率的に実施するため、制動力やスピードメータの誤差等を同一場所で計測できるマルチテストの開発を進め、その導入を目指します。</p> | <p>(イ)大型貨物自動車等の審査の充実 大型貨物自動車等の審査において、速度抑制装置の不正改造等に対応するとともに、制動力やスピードメータ等の審査をより適正かつ効率的に実施するため、その審査方法及び新たなマルチテストについて、検討を行い、基本仕様を策定します。</p> | A | <p>○大型貨物自動車等に対応し、速度抑制装置の機能確認が可能であり、制動力やスピードメータ等の審査をより適正かつ効率的に実施できる<u>マルチテストの基本仕様を策定</u>している。</p> |
| <p>(ウ)高度化する排出ガス低減技術への対応 高度化する排出ガス低減技術に的確に対応した審査を実施するため、車載式故障診断装置を活用した排出ガス検査方法の検討を進め、その導入を目指します。</p> | <p>(ウ)高度化する排出ガス低減技術への対応 高度化する排出ガス低減技術に的確に対応した審査を実施するため、関係者と連携し、車載式故障診断装置を活用した検査方法を検討するとともに、導入に当たっての課題・効果等を調査します。</p> | | <p>○車載式故障診断装置を活用した排出ガスの検査方法の検討の一環として、受検者の協力を得て、<u>実際の検査時に標準仕様のスキャンツールを活用して車載式故障診断装置に記録された情報を抽出する作業を実施</u>し、その操作性の評価を行うとともに、検査導入の際の課題を取りまとめている。 ○また、現行のアイドル排出ガス検査を省略することの検証や、導入効果の検討を進めている。</p> |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| <p>(工) 走行実態に即した審査方法の検討 自動車の検査をより一層実走行に近いものとするための審査方法の調査・検討及び必要な検査機器の導入を目指します。具体的には、制動力の審査方法について検討を行います。</p> | <p>(工) 走行実態に即した審査方法の検討 制動力の審査方法をより一層実走行に近いものとするため、その審査方法・検査機器について、課題を調査し、改善策を検討します。</p> | | <p>○制動力の審査方法をより一層実走行に近いものとするため、現行の課題を整理した上で、摩擦係数の高いローラーに変更する等の改善を実施した検証用の試作器を製作している。</p> | |
| <p>(オ) 自動車の改造に係る審査手法の改善 多様化している自動車の改造に係る審査手法及び体制を改善し、適切な審査が確実に行われるよう努めます。</p> | <p>(オ) 自動車の改造に係る審査手法の改善 多様化、複雑化している自動車の改造に対応すべく、よりの確な審査手法及び体制について検討します。</p> | | <p>○改造に係る的確な審査に必要な知識、審査における注意事項等をまとめた審査マニュアルの素案を策定し、よりの確な審査手法及び体制等について検討している。</p> | |
| <p>(カ) その他 検査業務の高度化・改善等の検討に当たっては、CITA（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うなどにより、国際的な動向や費用対効果も踏まえた上で実施します。</p> | <p>(カ) その他 検査業務の高度化・改善等の検討に当たっては、CITA（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うなどにより、国際的な動向や費用対効果も踏まえた上で実施します。</p> | | <p>○平成23年5月のCITA総会に役職員を派遣し、諸外国の行政機関等と情報交換を行うとともに、検査法人の第3期中期計画における取組等について情報提供を行っている。 ○欧州の検査場における検査機器の導入状況、検査項目、検査情報の活用法策等について調査を行っている。 ○自動車基準認証国際化研究センター（JAS-IC）に設置されている検査整備制度調査部会に参加しており、諸外国の検査整備制度に関する動向の調査等を行っている。</p> <p>以上のとおり、(ア)～(カ)を総合すると、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>③新たな審査方法の検討 自動車検査の質を高め、審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置を活用した燃費に影響する項目の診断、著しい排出ガスや騒音を出す自動車を路上で常時監視する機器を用いた検査、必要な点検・整備が実施されていない自動車に対する検査等、自動車や検査機器の技術の進展状況等に応じて、新たな審査手法の調査検討を行います。</p> | <p>③新たな審査方法の検討 自動車検査の質を高め、審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置を活用した燃費に影響する項目の診断、著しい排出ガスや騒音を出す自動車を路上で常時監視する機器を用いた検査、必要な点検・整備が実施されていない自動車に対する検査等、新たな自動車検査の導入に資する自動車技術及び検査技術について、幅広い情報収集に努めます。</p> | A | <p>○車齢が高い自動車に対する検査項目の候補を検討し、ブレーキ液の劣化を検知する機器等の必要な機器等の情報収集を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--------------------------------------|
| <p>(3) 受検者等の安全性・利便性の向上</p> <p>①受検者等の事故防止対策の実施</p> <p>不慣れな受検者でも安心して利用いただけるよう案内・注意喚起表示等を充実させるとともに、安全作業マニュアルの徹底、事故防止に係る研修の充実、事故分析に基づく効果的な再発防止対策等の立案とその徹底により、受検者等の事故の削減を図ります。特に人身事故については、中期目標期間中において確実に減少するように効果的な対策を講じ、中期目標期間中である平成23年度～27年度の平均発生件数を平成22年度に比べて10%以上削減します。</p> <p>また、上記の事故防止対策に加え、職員に対する安全衛生管理、熱中症対策を実施する等、安全で働きやすい職場環境づくりに努めます。</p> | <p>(3) 受検者等の安全性・利便性の向上</p> <p>①受検者等の事故防止対策の実施</p> <p>不慣れな受検者でも安心して利用いただけるよう案内・注意喚起表示等を充実させるとともに、安全作業マニュアルの徹底、事故防止に係る研修の充実、事故分析に基づく効果的な再発防止対策等の立案とその徹底により、受検者等の事故の削減を図ります。特に人身事故については、中期目標期間中である平成23年度～27年度の平均発生件数を平成22年度に比べて10%以上削減するという目標を達成するため、調査・指導の重点項目とするとともに、発生した人身事故について原因分析を実施し、効果的な再発防止又は被害軽減の対策を実施、徹底します。</p> <p>また、上記の事故防止対策に加え、職員に対する安全衛生管理、熱中症対策を実施する等、安全で働きやすい職場環境づくりに努めます。</p> | <p style="text-align: center;">B</p> <p>○重大な人身事故となる恐れがある、排出ガス測定時に受検者が後続車にはさまれる事案をなくすため排出ガス測定器を改良し、同事案の発生件数がゼロ（平成22年度2件）となっている。</p> <p>○引き続き、「安全衛生実施計画」の策定・徹底、マルチテスタ等の事故防止に有効な機器の導入、各事務所等における事故原因の分析、再発防止策の検討、情報の共有等の取組を実施している。</p> <p>○平成23年度の人身事故件数は17件と平成22年度と同数になっており、そのうち受検者の人身事故は5件（29%）である。</p> <p>以上のとおり、人身事故件数については中期目標達成のための目安の15件以下とはなっていないが、排出ガス測定時の人身事故等、再発防止策に取組み成果をあげており、また、平成23年度の人身事故は、職員自身の事故が70%を占めており、再発防止策として職員に対して危険予知トレーニングを実施・徹底することにより、今後、これら再発防止策が有効に機能すると考えられることから、概ね着実な実施状況にあると認められる。</p> | <p>職員の人身事故について、再発防止策の一層の徹底が望まれる。</p> |
| <p>②利用しやすい施設と業務運営</p> <p>(ア)施設・設備の適切な老朽更新等</p> <p>検査機器の老朽更新については、予算に制約がある中、適切に管理するとともに、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を行うことにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成22年度に比べ期末において10%以上削減し、利便性の向上を図ります。</p> | <p>②利用しやすい施設と業務運営</p> <p>(ア)施設・設備の適切な老朽更新等</p> <p>検査機器の老朽更新については、予算に制約がある中、適切に管理するとともに、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を行うことにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成22年度に比べ2%以上削減し、利便性の向上を図ります。</p> | <p style="text-align: center;">A</p> <p>○故障発生の可能性が高く、その場合審査業務への影響度が大きい旧式の検査機器（大小兼用機器5基、小型用機器1基、マルチテスタ3基、二輪機器13基）の老朽更新を行っており、これら全てに音声誘導装置等を装備している。</p> <p>○この結果、検査機器の故障等による検査コース閉鎖時間は、平成22年度と比較して19%減少している。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> | |

| | | | |
|---|---|----------|--|
| <p>(イ)利用しやすい施設の整備 中期目標期間中に更新又は新設する検査機器（各検査機器で125基程度）については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p> <p>また、大型貨物自動車等の検査機器については、受検者の安全性、利便性向上のため制動力やスピードメータの誤差等を同一場所で計測できるマルチテストの開発を進め、その導入を目指します。</p> | <p>(イ)利用しやすい施設の整備 平成23年度中に更新又は新設する検査機器（各検査機器で20基程度）については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p> <p>また、大型貨物自動車等の検査機器については、受検者の安全性、利便性向上のため制動力やスピードメータの誤差等を同一場所で計測できる新たなマルチテストについて、検討を行い、基本仕様を策定します。</p> | <p>A</p> | <p>○平成23年度に更新した自動方式検査機器には、<u>すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備</u>している。</p> <p>○また、大型貨物自動車等に対応した、制動力やスピードメータの誤差等を<u>同一場所で計測できるマルチテストの基本仕様を策定</u>している。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> |
| <p>(ウ)受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p> | <p>(ウ)受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p> | <p>A</p> | <p>○受検者が検査の目的、内容を理解し、より検査場を利用しやすくすることを目的として、<u>検査項目ごとに目的、内容を解説したパンフレット</u>の案を作成し、<u>その分かりやすさ等について受検者に対してアンケート調査を実施</u>しており、着実な実施状況にあると認められる。</p> |
| <p>(エ)国土交通省と連携した予約制度の運用 的確で厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国土交通省と連携して検査の予約制度を適正に運用します。</p> | <p>(エ)国土交通省と連携した予約制度の運用 的確で厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国土交通省と連携して検査の予約制度を適正に運用するとともに、受検者の要望等を踏まえて必要な改善を検討します。</p> | <p>A</p> | <p>○<u>予約システムを大きなトラブルなく運用</u>するとともに、ユーザーの利便性の向上や予約制度の適正な運用確保の観点から<u>必要なシステムの改善</u>を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p> |

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
| <p>(4) 自動車社会の秩序維持</p> <p>①不正改造車対策の強化</p> <p>(ア)街頭検査の強化</p> <p>基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に55万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。</p> <p>また、国と連携し、不正改造車の使用等が多いと想定される地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等において重点的に検査を行うなどにより、効率的かつ効果的な街頭検査に努めます。</p> | <p>(4) 自動車社会の秩序維持</p> <p>①不正改造車対策の強化</p> <p>(ア)街頭検査の強化</p> <p>基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、11万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。</p> <p>また、国と連携し、不正改造車の使用等が多いと想定される地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等において重点的に検査を行うなどにより、効率的かつ効果的な街頭検査に努めます。</p> | S | <p>○国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めており、12.6万台の車両について街頭検査を実施し、目標値を14.9%上回っている。</p> <p>○街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「カスタムカーショウの会場周辺」、「初日の出暴走」や最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査など、不正改造車の使用等が多いと想定される場所、状況等での社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施している。特に平成24年1月に「東京オートサロン」の開催に伴い千葉県で実施した深夜街頭検査には36名の当法人検査官が出動し、158台の検査を行い、うち123件の整備命令書を交付等する多大な成果をあげた。</p> <p>以上のとおり、街頭検査の目標台数を達成するのみならず、不正改造車が多いと想定される場所、状況等を考慮した効果的な街頭検査を実施しており、優れた実施状況にあると認められる。</p> | <p>不正改造が多い場所、状況等を考慮した上で、効果的な街頭検査を実施していることを高く評価。</p> |
| <p>(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動</p> <p>不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p> | <p>(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動</p> <p>不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p> | S | <p>○4つのカスタムカーショウに自動車検査官を延べ42名派遣しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない展示車両64台に対して文書により注意喚起している。</p> <p>○カー用品販売会社3店舗に自動車検査官を延べ9名派遣しており、保安基準に適合しないおそれのある33件について、適切な表示等を行うよう注意喚起している。</p> <p>以上のとおり、不正改造車を排除するため、単純な啓発活動ではなく、実際に会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行っており、優</p> | |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| <p>②不正受検等の排除 高度化施設の活用等により、国土交通省と連携して、より一層、不正受検等の排除に努めます。</p> | <p>②不正受検等の排除 高度化施設の活用等により、国土交通省と連携して、より一層、不正受検等の排除に努めます。</p> | A | <p>れた実施状況にあると認められる。</p> <p>○高度化施設を運用することによって、不正受検の排除に努めており、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>③その他 (ア)盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国土交通省への通報の取組を行います。</p> | <p>③その他 (ア)盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国土交通省への通報の取組を行います。</p> | S | <p>○自動車の盗難防止等にさらに貢献するため、イントラネットを通じて盗難が多いと思われる車種や改ざん事例の全国展開等、確認能力の向上が図られており、本来の字体とわずかに相違する車台番号の改ざん等も発見している。</p> <p>○車台番号の改ざん等を199件発見しており、国土交通省地方運輸支局等へ通報を行うとともに、連携を取って調査に協力している。その結果、盗難の疑いがある車両15台については国土交通省地方運輸支局等から警察への通報が行われており、その内、9台が盗難車であることが判明している。</p> <p>以上のとおり、車台番号の改ざん等の発見は、非常に高度な技術が必要であり、改ざん事例の全国展開等、その技術の伝承に注力しており、優れた実施状況にあると認められる。</p> | <p>イントラネットを通じた知識の共有化については評価。また、引き続き、スキルの継承に期待。</p> |
| <p>(イ)利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。</p> | <p>(イ)利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。</p> | A | <p>○春秋の全国交通安全運動に参画している他、不正改造車排除運動、点検整備推進運動及びディーゼルクリーン・キャンペーンに参画しており、街頭検査等を通じ審査業務に関する理解の向上に努めている。</p> <p>○審査事務規程等自動車の審査に関する最新の情報や環境報告書をホームページに掲載している。</p> <p>○深夜街頭検査の実施結果等に関するインターネットによる広報を21回行い、広報の拡充強化を図っている。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認めら</p> | |

| | | | |
|---|--|-----------------------|--|
| <p>(5) 国土交通省、関係機関との連携強化 ①リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。 また、高度化施設により取得した検査情報を活用し、リコールに繋がる可能性がある不具合の抽出のための分析手法等について国土交通省と連携して検討し、有効活用の取組を実施します。</p> | <p>(5) 国土交通省、関係機関との連携強化 ①リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。 また、高度化施設により取得した検査情報の活用方法等について、国土交通省と連携して検討します。</p> | <p>れる。 S</p> | <p>○国土交通省におけるリコールに該当する不具合の早期発見、<u>迅速なリコールに役立つよう</u>、各事務所に対する周知徹底、業績表彰等を通じ、<u>日常の審査業務において、問題意識をもって審査を実施し、情報収集に努めている。</u> ○各事務所からの車両不具合情報を精査し、<u>その原因が車両の設計又は製作の過程にあると思われる情報14件について、国土交通省に対して車両不具合情報として報告</u>を行っている。<u>このうち、5件がリコール届出</u>されている。 以上のとおり、リコール事案の発見については、<u>日々の審査業務を問題意識をもって業務を行うことが必要</u>であり、業績表彰や事案のイントラネットへの掲載等を通じて、<u>その醸成に努めており</u>、優れた実施状況にあると認められる。</p> |
| <p>②効率的な実施体制の検討 高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合等に的確に対応するため、国土交通省や自動車型式審査、リコール、研究業務等を実施している独立行政法人交通安全環境研究所との連携を一層強化すべく、効率的な実施体制を検討します。</p> | <p>②効率的な実施体制の検討 高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合等に的確に対応するため、国土交通省や自動車型式審査、リコール、研究業務等を実施している独立行政法人交通安全環境研究所との連携を一層強化すべく、効率的な実施体制を検討します。</p> | <p>A</p> | <p>○制動力の検査方法の改善等の<u>検査方法・機器の改善等に係る調査研究を交通安全環境研究所と連携</u>して実施しており、着実な実施状況にあると認められる。</p> |
| <p>③点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備が促進されるよう高度化施設により取得した検査情報を活用し、測定値等による情報提供を行うための手法の検討や街頭検査、国が行う各種キャンペーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行います。また、国土交通省</p> | <p>③点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備が促進されるよう高度化施設により取得した検査情報を活用し、測定値等による情報提供を行うための手法の検討や街頭検査、国が行う各種キャンペーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行います。また、国土交通省</p> | <p>A</p> | <p>○<u>受検者の点検・整備を促進する観点から</u>、高度化施設により取得した<u>検査情報を提供する手法について検討</u>を行っている。 ○街頭検査や各種キャンペーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行っている。 ○国土交通省が行う指定整備工場の検査員研</p> |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| <p>が行う指定整備工場の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努めます。</p> | <p>た、国土交通省が行う指定整備工場の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努めます。</p> | | <p>修等に講師を派遣するとともに、日常業務においても指定整備工場等からの審査事務規程の内容に関する質問に対応している。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し 国土交通省において、指定整備率の一層の向上などにより継続検査業務の民間参入の拡大を図る中、検査法人においては、継続検査に係る業務量及び重点化する新規検査、街頭検査、構造等変更検査等の業務量の変化を的確に把握した上で、継続検査業務に従事する職員を中心とする人員の削減も含めた要員配置の見直しを行い、事務所等毎の要員の配置計画を策定・実施することにより、適切かつ効率的な業務運営に努めます。また、併せて継続検査に関する検査コース数の見直しも実施します。 これらの検討にあたっては、年度末等の繁忙期においても業務に支障をきたさないよう配慮します。</p> | <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し 国土交通省において、指定整備率の一層の向上などにより継続検査業務の民間参入の拡大を図る中、検査法人においては、継続検査に係る業務量及び重点化する新規検査、街頭検査、構造等変更検査等の業務量の変化を的確に把握した上で、事務所等毎の要員及び検査コースの効率的な配置について検討します。 これらの検討にあたっては、年度末等の繁忙期においても業務に支障をきたさないよう配慮します。</p> | A | <p>○平成 18 年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き実施する観点から、人員の削減を行ったが、その際、各事務所の業務量を踏まえた効率的な配置としており、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>②その他実施体制の見直し 国土交通省における自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討に併せ、検査法人の事務所等の集約・統合化の可否を検討します。 また、本部の東京都 23 区外への移転について検討し、平成 23 年度中に結論を得ます。</p> | <p>②その他実施体制の見直し 本部の東京都 23 区外への移転について検討し、結論を得ます。</p> | A | <p>○本部の移転については、検討を行ったが、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）において交通安全環境研究所との統合等が決定したことを踏まえ、組織の見直しに係る検討に応じて、改めて検討を行うこととしており、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |

| | | | |
|--|--|----------|--|
| <p>(2)業務運営</p> <p>①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制するとともに、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行います。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制します。</p> | <p>(2)業務運営</p> <p>①一般管理費及び業務経費の効率化目標 引き続き業務運営を工夫し、一般管理費及び業務経費の効率化に努めます。</p> | <p>A</p> | <p>○全国的に調達可能な役務や物品については本部で一括調達しているとともに、出張におけるパック商品等の利用促進、コピー用紙の両面使用等により経費削減を図っている。 ○予算の執行状況を踏まえ、四半期毎に配賦額を調整することで経費の抑制を図っているとともに、検査機器関連消耗品の在庫管理の徹底により経費削減に努めている。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> |
| <p>②随意契約の見直し 国における見直しの取組「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p> | <p>②随意契約の見直し 国における見直しの取組「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p> | <p>A</p> | <p>○平成21年11月閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、契約監視委員会において点検・見直しを実施しているとともに、新たな随意契約の見直し計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札に移行している。 ○公告期間の延長、業界新聞等を通じた周知等により、応札者の増加に努めている。</p> <p>以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。</p> |
| <p>③資産の有効活用 研修施設について、有効活用により自己収入の増加を図る等の観点から効率的な運用を促進します。</p> | <p>③資産の有効活用 研修施設について、有効活用により自己収入の増加を図る等の観点から効率的な運用を促進します。</p> | <p>A</p> | <p>○中央実習センターの一部施設の貸出を促進するためにホームページへの掲載等を実施している。 ○将来的な自己収入の増加を図る観点から、中央実習センターの食堂施設の一般利用を促進するため、一般利用が可能な旨について、掲示等による外部への広報を行い、一般利用を確保している。</p> |

| | | | |
|---|--|---|--|
| | | | 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。 |
| ④受益者負担の適正化の検討 検査法人が実施する事業について、受益者の負担を適正なものとする観点から、国土交通省と連携しつつ手数料等の適正化に資する検討を行います。 | ④受益者負担の適正化の検討 検査法人が実施する事業について、受益者の負担を適正なものとする観点から、国土交通省と連携しつつ手数料等の適正化に資する検討を行います。 | A | ○受益者の負担を適正なものとする観点から、 再検査に係る実態の調査等を実施 しており、着実な実施状況にあると認められる。 |
| ⑤その他業務運営の効率化 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき民間委託している研修施設の管理運営業務及び自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務について、適切に管理し、民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、関東検査部管内の事務所23か所から全国への拡大を検討します。 また、自動車検査予約システムの適切な運用による業務の平準化等により、一層の業務の効率化に努めます。 | ⑤その他業務運営の効率化 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき民間委託している研修施設の管理運営業務及び自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務について、適切に管理します。加えて、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、関東検査部管内の事務所23か所から全国への拡大を検討するため、平成23年度の関東検査部管内業務に係る民間競争入札に関する検証を行うとともに、実施拡大が可能と考えられる候補地域を抽出し、評価を行います。 また、自動車検査予約システムの適切な運用による業務の平準化等により、一層の業務の効率化に努めます。 | A | ○いわゆる市場化テストとして民間委託している研修施設の管理運営業務及び自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務について、毎月、委託先から事業の実施状況について報告を受ける等により適切に管理している。 ○検査機器の保守管理業務について、民間競争入札の実施拡大が可能と考えられる候補地域として、 中部検査部又は近畿検査部管内を抽出 し、その評価を実施している。 ○また、自動車検査予約システムの適切な運用による業務の平準化等を図るため、同システムの改善を実施している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。 |
| 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 | 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 | A | ○ 予算をもとに計画的かつ適正に執行 されており、着実な実施状況にあると認められる。 |
| 4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を3,000百万円とします。 | 4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を3,000百万円とします。 | — | ○平成23年度は該当無し |

| 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 | 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 | — | ○平成23年度は該当無し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------------|---|---------|--------|-----------------------------|---------|-------|--|----------|-------|--|----------|-------|--|---|----------|----------|-----|---------|-------|-----------------------------|---------|-------|--|----------|-----|--|----------|----|--|---|------------------------------------|--|
| 6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用します。 | 6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用します。 | — | ○平成23年度は該当無し。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 <table border="1" data-bbox="241 507 678 715"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額(百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>12,635</td> <td>自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>1,825</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>5,176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>5,634</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。 | 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財 源 | 審査施設整備費 | 12,635 | 自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金 | 審査場の建替等 | 1,825 | | 審査機器の更新等 | 5,176 | | 審査上屋の改修等 | 5,634 | | 7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 <table border="1" data-bbox="779 507 1216 715"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額(百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>1,419</td> <td>自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>1,175</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>178</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>67</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。 | 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財 源 | 審査施設整備費 | 1,419 | 自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金 | 審査場の建替等 | 1,175 | | 審査機器の更新等 | 178 | | 審査上屋の改修等 | 67 | | A | ○計画的かつ適正に執行されており、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財 源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査施設整備費 | 12,635 | 自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査場の建替等 | 1,825 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査機器の更新等 | 5,176 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査上屋の改修等 | 5,634 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財 源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査施設整備費 | 1,419 | 自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査場の建替等 | 1,175 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査機器の更新等 | 178 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査上屋の改修等 | 67 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 人事に関する計画 ①方針 高度化施設の運用、保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。 ②人員に関する指標 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その | (2) 人事に関する計画 ①方針 高度化施設の運用、保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。 ②人員に関する指標 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員の給与水準に照らし適切な | A | ○平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き実施する観点から、 人員の削減を行っている。 ○役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっており、 国家公務員の給与水準に照らし適切(ラスパイルス指数95.6) なものとなっている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|---------------|------|---------------|------|-------------------|------|---|--|--|--|
| <p>適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。</p> <p>また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直します。</p> <p>[参考1]</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度末の常勤職員数</td> <td>871人</td> </tr> <tr> <td>期初（H23）の常勤職員数</td> <td>827人</td> </tr> <tr> <td>期末（H27）の常勤職員数の見込み</td> <td>818人</td> </tr> </table> <p>[参考2]</p> <p>中期目標期間中の人件費の総額見込み 28,419百万円</p> | 平成17年度末の常勤職員数 | 871人 | 期初（H23）の常勤職員数 | 827人 | 期末（H27）の常勤職員数の見込み | 818人 | <p>ものとする等その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。</p> <p>また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施します。</p> | | | |
| 平成17年度末の常勤職員数 | 871人 | | | | | | | | | |
| 期初（H23）の常勤職員数 | 827人 | | | | | | | | | |
| 期末（H27）の常勤職員数の見込み | 818人 | | | | | | | | | |

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。


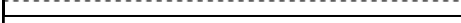

- SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
 - S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
 - A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
 - B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
 - C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。
 - ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：33項目）

（33項目）

| | | |
|----|------|--|
| SS | 0項目 | |
| S | 5項目 |  |
| A | 27項目 |  |
| B | 1項目 |  |
| C | 0項目 | |

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・検査法人は、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施するため、不当要求の防止や職員能力、意欲の向上等の取組を推進している。
- ・これらに加え、高度化施設を運用するとともに、検査情報の有効活用や新技術等に対応した審査方法の改善等、業務の質の向上に向けた取組を推進している。
- ・この他、街頭検査については、目標台数を上回るだけでなく、不正改造車が多いと想定される場所、状況で実施する等、効率的かつ効果的な街頭検査に努めている。また、高度な技術が必要となる車台番号の改ざんやリコール事案の発見について、その技術の伝承等に積極的に取り組んでいる。
- ・業務運営の効率化については、各事務所の業務量を踏まえた効率的な人員配置とする等の取組を実施している。
- ・以上のとおり中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・高度化施設を着実に運用し、不正な二次架装及び不正受検を防止する必要がある。また、高度化施設によって得られた検査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供等の取組を進めることが必要。
- ・街頭検査の強化や盗難車両対策、リコール対策、点検・整備促進への貢献等については、検査法人ならではの業務であり、引き続き、重点的に実施することが必要。
- ・検査場における人身事故については、中期目標を達成するため、事故原因の分析、有効な再発防止策の一層の徹底が必要。

（その他）

総務省政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」等についても、適切に対応していると認められる（別紙参照）。

| | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 総合評定 （SS, S, A, B, Cの5段階） A | （評定理由） 項目別評点の最頻値 |
|---------------------------------------|-------------------------|

| | 実績 | 評価 |
|---|--|--------------|
| 1 政府方針等 | | |
| ○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。 | 本部の移転について、移転候補先、移転コスト等の検討を行っていたが、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)において交通安全環境研究所との統合等が決定したことを踏まえ、組織の見直しに係る検討に応じて、改めて検討を行うこととしている。 | 妥当であると認められる。 |
| ○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。 | 同上 | 妥当であると認められる。 |
| ○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。 | 法令で義務づけられている講習等、真に必要なものを除き公益法人に対し会費に類する支出を行わないこととしている。 | 妥当であると認められる。 |
| 2 財務状況 | | |
| (1) 当期総利益(又は当期総損失) | | |
| ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。 | 当期総利益は、道路運送車両法に基づく基準適合性審査の手数料収入(以下、「自己収入」と言う。)と業務運営経費の差により生じ、また、前中期計画期間中に自己収入によって取得した固定資産の減価償却費等に対応するものであり、業務運営に問題があることによるものではないと認められる。 | 妥当であると認められる。 |
| (2) 利益剰余金(又は繰越欠損金) | | |
| ○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 | 利益剰余金は1,398百万円であり、うち1,148百万円は前中期目標期間中に自己収入で整備した固定資産の減価償却費等として今中期計画に繰り越すことが認められたものである(平成23年度に283百万円取り崩した結果、平成23年度期末では865百万円)。また、今後、自己収入で整備した固定資産の減価償却費が増加する一方、検査対象車両数の減少などにより自己収入が減少することを踏まえれば、過大な利益とは言えない。 | 妥当であると認められる。 |

| | 実績 | 評価 |
|--|---|--------------|
| ○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。 | 該当なし。 | — |
| (3)運営費交付金債務 | | |
| ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 | 運営費交付金交付額(910百万円)に対して、運営費交付金債務(未執行)は高くない(29百万円)ため該当なし。 | — |
| ○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。 | 検査法人の運営費交付金の使途は、検査機器の老朽更新等に限られており、平成23年度における運営費交付金債務29百万円のうち、14百万円は足立事務所傾斜角度測定上屋の工期延長(H24年度完成予定)に伴う検査機器の未納によるものであり、翌年度に収益化する予定である。また、これ以外の運営費交付金債務は、契約差額によるものであり、中期計画の最終年度に全額収益化し、国庫に納付することになる。 | 妥当であると認められる。 |
| 3 保有資産の管理・運用等 | | |
| (1)保有資産全般の見直し | | |
| ア 実物資産 | | |
| ○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。 | 宿舎を保有していないため該当なし。 | — |

| | 実績 | 評価 |
|--|---|--------------|
| ○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係) | 保有する実物資産については、日常の検査業務や研修に不可欠なものである。 | 妥当であると認められる。 |
| イ 金融資産 | | |
| ○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 ⅰ)運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ⅱ)当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。 | 平成23年度に損失や資産評価損等が発生しておらず該当なし。 なお、検査法人の運営費交付金の使途は、検査機器の老朽更新等に限られており、平成23年度における運営費交付金債務29百万円のうち、14百万円は足立事務所傾斜角度測定上屋の工期延長(H24年度完成予定)に伴う検査機器の未納によるものであり、翌年度に収益化する予定である。また、これ以外の運営費交付金債務は、契約差額によるものであり、中期計画の最終年度に全額収益化し、国庫に納付することになる。 | — |
| ウ 知的財産等 | | |
| ○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。 | 該当なし。 | — |
| ○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。 | 該当なし。 | — |
| (2)資産の運用・管理 | | |
| ア 実物資産 | | |
| ○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。 | 保有する実物資産については、日常の検査業務や研修に活用しており、活用が不十分なものはないため該当なし。 | — |
| ○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。 | 資産管理を適切かつ効率的に実施すること等を目的とし、規程を整備している。また、中央実習センターの一部施設の貸出を促進するためにホームページへの掲載等を実施している。 | 妥当であると認められる。 |
| イ 金融資産 | | |

| | 実績 | 評価 |
|--|-------|----|
| a) 資金の運用 | | |
| ○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。 | 該当なし。 | — |
| ○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。 | 該当なし。 | — |
| ○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。 | 該当なし。 | — |
| b) 債権の管理等 | | |
| ○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。 | 該当なし。 | — |
| ○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 | 該当なし。 | — |
| ○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 | 該当なし。 | — |
| ウ 知的財産等 | | |
| ○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。 | 該当なし。 | — |

| | 実績 | 評価 |
|---|---|--------------|
| ○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。 | 該当なし。 | — |
| 4 人件費管理 | | |
| (1) 総人件費 | | |
| ○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。 | 中期目標において、総人件費について、18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施する旨が指示されており、その目標を達成している。また、役職員の給与については、ラスパイレス指数95.6となっており、国家公務員の水準に照らし適切なものとなっている。 | 妥当であると認められる。 |
| (2) その他 | | |
| ○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 | 法定外福利厚生費等については、国と同水準である。 | 妥当であると認められる。 |
| 5 契約 | | |
| (1) 契約に係る規程類、体制 | | |
| ○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。 | 契約事務実施細則等、契約に係る規程を整備している。また、本部役職員による事務所等への調査指導、監事監査等で運用の適切性を確保している。 | 妥当であると認められる。 |
| ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。 | 上記に加え、一定額を超える随意契約を実施する場合は契約審査委員会の意見を徴することとしている。 | 妥当であると認められる。 |
| (2) 随意契約見直し計画 | | |
| ○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。 | 契約について、真にやむを得ないものを除き一般競争入札としている。競争性のない随意契約については、平成23年度47件となっており、削減目標(74件)を達成している。なお、47件の内訳は、特定のもの以外では契約の目的を達成できない契約(国、公共料金、印刷局)39件、国との三者間契約8件である。 | 妥当であると認められる。 |
| (3) 個々の契約 | | |

| | 実績 | 評価 |
|--|---|--------------|
| ○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。 | 入札公告、落札結果等を公表している。また、契約監視委員会において随意契約の適切性等について点検されている。 | 妥当であると認められる。 |
| 6 内部統制 | | |
| ○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。 | 事務所等への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を実施している。また、監事監査において専門知識等を有する職員が補助する等、監事監査が一層適切に実施できる環境を整備している。さらに、監事監査の指摘事項は期限を付して対応を求めている。 | 妥当であると認められる。 |
| 7 関連法人 | | |
| ○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。 | 該当なし。 | — |
| ○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。 | 該当なし。 | — |
| 8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価 | | |
| ○ 自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。 | 自然災害等に係る緊急連絡要領や不当要求、安全対策に係るマニュアルを策定している。 | 妥当であると認められる。 |